

令和5年度第1回 川崎温暖化対策推進会議（CC川崎エコ会議）理事会

日時：令和5年7月11日（火）13時15分～

場所：川崎市役所第3庁舎 18階講堂

次 第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 脱炭素行動宣言に基づく取組の紹介・意見交換
 - ・株式会社渡辺土木
 - ・ヤマト運輸株式会社 川崎主管支店
 - ・特定非営利活動法人 みどりなくらし

【休 憩】

- 4 議題等
 - (1) 第12回スマートライフスタイル大賞の募集について【資料1】
 - (2) CC川崎エコ会議シンポジウムについて（案）【資料2】
 - (3) その他（報告）
 - ・川崎市地球温暖化対策推進条例について【資料3-1】
 - ・脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動について【資料3-2】
- 5 情報提供・情報交換
- 6 事務局からの情報提供
- 7 閉会

《資 料》

- 資料1 第12回スマートライフスタイル大賞の募集について
- 資料2 CC川崎エコ会議シンポジウムについて（案）
- 資料3-1 川崎市地球温暖化対策推進条例について
- 資料3-2 脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動について
- 参考資料1 九都県市「エコなライフスタイルの実践・行動」キャンペーンを実施します
- 参考資料2 川崎市職員脱炭素自主行動宣言をスタートし令和5年度「通年輕装勤務」を実施します
- 参考資料3 川崎温暖化対策推進会議（CC川崎エコ会議）設置要綱
- 参考資料4 川崎温暖化対策推進会議（CC川崎エコ会議）理事・アドバイザー名簿
- 参考資料5 川崎温暖化対策推進会議（CC川崎エコ会議）運営委員会名簿
- 参考資料6 川崎温暖化対策推進会議（CC川崎エコ会議）会員一覧

「第12回スマートライフスタイル大賞」の募集を開始します！

川崎市では、CC川崎エコ会議と連携して市民や事業者等の省エネ・節電等のCO₂削減に貢献する優れた取組を表彰しています。この度、「第12回スマートライフスタイル大賞」の募集を開始することとなりましたのでお知らせいたします。

1 募集内容

家庭、学校、店舗、事業所及び団体等における省エネ・節電等のCO₂削減、地球温暖化対策につながる生活や事業活動の「実践」や、教育資料の開発、情報の提供、学校・企業内における教育活動等の「普及啓発」に関する取組が対象となります。

2 応募資格

- (1) 市内に在住・在学・在勤の個人
- (2) 市内に拠点がある団体（企業・事業所、学校・保育園・幼稚園、NPO法人、グループ等。共同実施も含む。） ※他薦可。

3 選考基準

- (1) CO₂削減への貢献
- (2) 将来への継続性
- (3) 快適性や豊かさにつながる工夫・改善
- (4) 他の市民、事業者等への波及効果

4 募集期間

令和5年5月1日（月）から7月31日（月）まで（17時必着）

5 応募方法

所定の応募用紙に必要事項を記入し、令和5年7月31日（月）17時までに川崎市環境局脱炭素戦略推進室【30dtanso@city.kawasaki.jp】に電子メールでお送りください。

なお、応募用紙は川崎市ホームページからダウンロードしてください。



市HP

6 表彰

「最優秀賞」、優秀賞等の「入賞」を選定（表彰状及び記念品の贈呈）

10月のCC川崎エコ会議シンポジウムにて表彰式を開催します。

7 実施主体

川崎市及び川崎温暖化対策推進会議（CC川崎エコ会議）

※CC川崎エコ会議（川崎温暖化対策推進会議）は、市内の多様な主体（市民、事業者、教育機関、行政等）による地球温暖化対策の推進ネットワークで、現在 114 団体が参加しています。



川崎温暖化対策推進会議（CC川崎エコ会議）
シンポジウムについて（案）

1 日時

令和5年10月18日（水）15時～17時（予定）

2 場所

川崎市役所第4庁舎 2階ホール（予定）

3 内容（案）

- ・第12回スマートライフスタイル大賞表彰式（約40分）
表彰状、記念品の贈呈
記念撮影
- ・受賞者の取組事例の発表、意見交換（約60分）

こどもたちが安心して豊かに暮らせる脱炭素社会に向けて

川崎市地球温暖化対策推進条例を改正しました

本市は、2010年に川崎市地球温暖化対策推進条例を制定し、低炭素社会の実現に向けた取組を進めてきました。昨今の社会状況を取り巻く変化等を踏まえ、このたび、**2050年の脱炭素社会を目指すことを基本理念とした条例改正**を行いました。

1 改正概要

- ・本市は現在、2050年の脱炭素社会の実現と、2030年度の市域の温室効果ガスの**▲50%削減**（2013年度比）を目標に掲げ、様々な取組を進めています。
- ・また、2021年6月に地球温暖化対策推進法が改正に伴い、2050年脱炭素化が法定化され、法律的にも国全体で目指すものとされました。
- ・こうした状況を踏まえ、現在、低炭素社会を目指している条例を、脱炭素社会の実現に資する条例へと**バージョンアップ**し、**新たに5つの制度を創設**しました。

2 新たな条例制度

・条例改正に伴い、次の制度が段階的に施行されます。

- | | |
|--|---------|
| 制度1 特定建築物太陽光発電設備等導入制度 | R7.4施行 |
| ・延べ床面積 2,000m²以上 の建築物を新築する 建築主 への太陽光発電設備等 設置義務 | |
| 制度2 特定建築事業者太陽光発電設備導入制度 | R7.4施行 |
| ・延べ床面積 2,000m²未満 の新築建築物を 年間に一定量以上建築・供給する建築事業者 への太陽光発電設備 設置義務 | |
| 制度3 建築士太陽光発電設備説明制度 | R6.4施行 |
| ・ 建築士 に対し、建築主への太陽光発電設備の設置に関する 説明義務 | |
| 制度4 建築物太陽光発電設備誘導支援制度 | R5.秋頃開始 |
| ・様々な関係団体等と連携した 新たな誘導支援の枠組み の創設 | |
| 制度5 事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度 | R6.4施行 |
| ・現行の多量排出事業者等への条例報告義務制度の見直しによる、 新たな事業者評価・支援制度 の創設 | |

各制度の詳細な検討状況等については、適宜、お知らせしてまいります

3 Q&A



制度1～4 太陽光発電設備等に関するQ&A

「なぜ、川崎市が制度をはじめの?」、「廃棄・環境への影響は?」、「消火、人権問題は?」など設置義務化にまつわる“疑問”にお答えします。



制度5 事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度に係るQ&A

「なぜ、川崎市で実施するの?」、「メリットやペナルティはあるの?」など、計画書・報告書にまつわる“疑問”にお答えします。

4 問合せ先

川崎市 環境局脱炭素戦略推進室

Tel : 044-200-2405

Mail : 30dtanso@city.kawasaki.jp

詳しくは

川崎市 地球温暖化対策条例



脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動（仮称）について

1 概要

令和4年10月25日に環境省により「新しい国民運動・官民連携協議会」が発足され（川崎市も参画）、脱炭素に向けた国民の行動変容、ライフスタイル転換に向けたうねり・ムーブメントを起こすべく、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動（仮称）」が開始された。

◆新たな国民運動の特徴

- ①「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの実現」という国の継続的かつ一貫したメッセージ
- ②呼びかけに留まらない具体的なアクション・選択肢の提示
- ③自治体・企業・団体・消費者との連携による足並み・タイミングを揃えた取組・キャンペーンの展開
- ④新しい暮らしを支える製品・サービスへの大規模な需要創出

2 川崎市の動き

◆提案・取組の登録

「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを作る国民運動」提案・取組の登録依頼があり（登録した取組みは、環境省ホームページ、SNS、プレスリリース、イベント等で積極的かつ公明正大に発信・PRされる。）、「スマートライフスタイル大賞・「脱炭素アクションみぞのくち」・「低CO₂川崎ブランド」を登録した。



※出展：環境省HP

◆G7サミット国際メディアセンターでの展示

国民運動事務局経由でG7広島サミット国際メディアセンター（IMC）の広報展示について募集があり、川崎市の脱炭素社会の実現に向けた取組の動画をデジタルサイネージで展示した。



※メディアセンター展示の様子

九都県市同時発表
埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、
川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市

九都県市 「エコなライフスタイルの実践・行動」 キャンペーンを実施します

九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）では、自らの率先行動の取組を示すとともに、住民、事業者が、省エネ・節電等の地球温暖化対策への取組の重要性を理解し、率先して行動することを促すため、「エコなライフスタイルの実践・行動」キャンペーンを実施しますので、お知らせします。

1 主な取組

「エコなライフスタイルの実践・行動」キャンペーンの実施
令和5年5月1日～令和6年4月30日（通年実施）

2 キャンペーンテーマ

「つづけよう」「ひろげよう」省エネ・節電

3 取組内容

(1) 各都県市における率先行動、クールビズ・ウォームビズの推奨

昨年度に引き続き、九都県市では独自に取組推奨期間を設定することにいたしました。取組推奨期間は以下のとおりです。

【取組推奨期間】

クールビズ 令和5年 5月1日～令和5年10月31日

ウォームビズ 令和5年12月1日～令和6年 3月31日

(2) 企業、団体等への取組要請

(3) ポスター等を通じた普及啓発

(4) ウェブサイトを活用した情報提供

※九都県市首脳会議環境問題対策委員会ウェブサイト
<http://www.tokenshi-kankyo.jp/>



◇九都県市は地球温暖化対策に資する「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」に賛同しています。



【問合せ先】
川崎市環境局脱炭素戦略推進室 内田
044-200-2865



令和5年4月25日

報道発表資料

川崎市職員脱炭素自主行動宣言をスタートし令和5年度「通年輕装勤務」を実施します

本市では、脱炭素社会の実現に向け、市役所自らが率先した脱炭素化の取組を重点プロジェクトとして位置づけております。脱炭素化の取組を加速させるためには、市職員自らの行動実践が重要となることから、庁内で実施した全職員参加型のアイデア提案から、全職員投票結果を踏まえて決定した、「川崎市職員脱炭素自主行動宣言」をスタートします。

これに合わせ、当該宣言と連携した取組として、これまで夏季のみ実施していた輕装勤務を拡大し、通年輕装勤務として5月1日から実施します。

1 川崎市職員脱炭素自主行動宣言について

別紙のとおり

2 通年輕装勤務について

(1) 実施内容

「川崎市職員脱炭素自主行動宣言」を名札に掲載している職員について、通年輕装勤務（ノーネクタイ・ノージャケット 等）を実施

(2) 実施期間

令和5年5月1日（月）から令和6年3月31日（日）まで

(3) 対象職員

全職員

(4) 来庁者への周知

「クール・ウォームビズを実施中」等の表示をした名札を使用し、周知を行います。

(5) 職員の名札のデザインについて

今年度は、令和6（2024）年にむかえる市制100周年と令和6年度に開催する全国都市緑化かわさきフェアのロゴマークを入れたデザインとなっています。

<名札デザイン>



(問合せ先)

川崎市環境局脱炭素戦略推進室 内田

電話 044-200-2865

FAX 044-200-3921

行動宣言 HP の二次元コードを記載

川崎市職員 脱炭素自主行動宣言

■ 宣言

川崎市役所は市域全体の中でも民生業務部門で最大の温室効果ガス排出事業者です。

2050年の脱炭素社会の実現に向けて、私たち川崎市職員は、市民・事業者の模範となるよう、以下の脱炭素化に資する行動を、自主的かつ積極的に行っていくことを宣言します。

■ 脱炭素化に資する職員自主行動項目

- ① 刊行物は原則電子化します
- ② 業務中の紙の使用を控えます
- ③ 運転時はエコドライブします
- ④ 公共交通機関を積極的に利用します
- ⑤ イベント等の開催時には環境に配慮します
- ⑥ 使い捨てプラ（レジ袋等）を原則辞退します
- ⑦ マイバック・マイボトル等を原則携帯します
- ⑧ クールビズ・ウォームビズを原則実践します
- ⑨ 会議室等の冷暖房温度は、適切に設定します
- ⑩ 昼食の食べ残しなど食品ロスを少なくします
- ⑪ 会議等でのペットボトルの使用を原則控えます
- ⑫ SDGsを前提とした持続可能な施策を推進します
- ⑬ 明るい時間帯の廊下消灯など積極的に節電します
- ⑭ 環境に配慮された製品・物品を積極的に調達します
- ⑮ 会議・打合せ時の資料を原則ペーパーレス化します

川崎温暖化対策推進会議（CC川崎エコ会議）設置要綱

（名称）

第1条 本会議は、「川崎温暖化対策推進会議」（以下「CC川崎エコ会議」という。）と称する。

（目的）

第2条 CC川崎エコ会議は、市民、事業者、教育・研究機関、行政等の多様な主体が連携して、地球温暖化対策を推進するとともに、国内外に川崎市の地球温暖化防止に向けた取り組み等の情報を発信していくことで、川崎市のみならず、地球全体の温暖化防止に寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 CC川崎エコ会議は、川崎市地球温暖化対策推進基本計画に基づき、次の事業を行う。

- （1）地球温暖化対策の推進
- （2）戦略的情報発信
- （3）ネットワークづくり
- （4）その他CC川崎エコ会議が必要と認めること

（会員）

第4条 CC川崎エコ会議の目的及び事業に賛同する法人、団体を会員とする。

2 CC川崎エコ会議に入会を希望する法人、団体は、所定の申込書を提出する。

（役員等）

第5条 CC川崎エコ会議には、20名以上40名以内で理事を置く。

- 2 理事は、理事会において選任する。
- 3 理事のうち、1名を会長、2名以上4名以内を副会長とする。
- 4 会長、副会長は、理事の互選により選任する。

（役員等の職務）

第6条 会長は、会議を代表し、統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、理事会の推薦によりその職務を代行する。

（役員等の任期）

第7条 役員等の任期は2年間とし、再任を妨げない。

- 2 欠員が生じた場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

（役員等の解任）

第8条 役員が次のいずれかに該当する場合、理事会の決議により解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反
- (3) CC 川崎エコ会議の役員たるにふさわしくない行為を行ったとき
- (4) その他、理事会が認めたとき

(理事会)

第9条 理事会は、理事をもって組織する。

- 2 理事会は、年2回開催する。
- 3 その他、会長が必要と認める場合、臨時に理事会を召集できるものとする。

(理事会の成立)

第10条 理事会は、理事総数の過半数の出席により成立する。なお、理事に委任された代理人を出席者として認めるものとする。

(運営委員会)

第11条 CC 川崎エコ会議の運営や事業に関する事項を協議するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、理事会からの推薦者で構成する。
- 3 運営委員会の構成は、10名以上15名以内で、任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 運営委員会は、年3回程度開催する。
- 5 運営委員会には、委員長1名及び副委員長を若干名置き、委員の互選により選任する。
- 6 その他、委員長が必要と認める場合、臨時に運営委員会を召集できるものとする。

(アドバイザー)

第12条 CC 川崎エコ会議は、アドバイザーを若干名置き、必要に応じて助言を求めることができる。

(事務局)

第13条 事務局は、川崎市環境局地球環境推進室に置く。

(その他事項)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、理事会において定める。

附則

この要綱は、平成20年7月4日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

経過措置

第7条及び第11条第3項に規定する役員等の任期については、この要綱の施行日から平成21年3月31日までを「1年」とする。

川崎温暖化対策推進会議（CC川崎エコ会議）理事・アドバイザー名簿

敬称略（令和5年5月16日現在）

＜理 事＞

	所 属	役 職	氏 名
1	特定非営利活動法人 産業・環境創造リエゾンセンター	理事長	足立 芳寛
2	川崎工業振興倶楽部	会長	越前 晃
3	川崎市地球温暖化防止活動推進センター	センター長	庄司 佳子
4	川崎信用金庫	理事長	堤 和也
5	川崎商工会議所	副会頭	石山 一可
6	独立行政法人 環境再生保全機構	総務部長	小口 馨
7	国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構	総務部長	靄田 将範
8	川崎市工業団体連合会	事務局長	山部 典昭
9	日本電気株式会社 玉川事業場	プロデューサ	大淵 茂樹
10	JFEスチール株式会社 東日本製鉄所	常務執行役員 東日本製鉄所 京浜地区副所長	高岡 隆司
11	東芝エネルギーシステムズ株式会社 浜川崎工場	工場長	吉見 彰浩
12	富士通株式会社 川崎工場	総務部長	松本 行治
13	味の素株式会社 川崎事業所	次長	白土 元嗣
14	東京電力パワーグリッド株式会社 川崎支社	次長	中田 理江
15	東京ガスネットワーク株式会社 川崎支店	支店長	中嶋 豊
16	ENEOS株式会社 川崎製油所	常務執行役員 川崎製油所長	加藤 英治
17	株式会社ケイエスピー	代表取締役社長	窪田 規一

	所 属	役 職	氏 名
18	東急株式会社	主査	後藤 修平
19	ヤマト運輸株式会社 川崎主管支店	川崎主管支店 安全・コンプライアンス担当マネージャー	御厨 岳志
20	株式会社横浜銀行 川崎支店	執行役員 川崎支店長兼川崎地区本部長	赤堀 昌利
21	一般社団法人 川崎市商店街連合会	会長	柳沢 正高
22	川崎市新エネルギー振興協会	会長	鈴木 和彦
23	一般社団法人 神奈川県トラック協会	副会長	高橋 浩治
24	公益財団法人 川崎市公園緑地協会	理事長	宮村 俊秀
25	川崎市全町内会連合会	会長	瀧村 治雄
26	川崎市地域女性連絡協議会	会長	青木 恵美子
27	麻生区クールアース推進委員会	委員長	児嶋 脩
28	「エコシティたかつ」推進会議	副区長	勝野 隆
29	特定非営利活動法人 アジア起業家村推進機構	理事長	牟田口 雄彦
30	特定非営利活動法人 かわさき市民共同おひさまプロジェクト	理事長	山下 博子
31	グリーンコンシューマー普及会議	代表	浦野 逸子
32	学校法人 聖マリアンナ医科大学	理事長	明石 勝也
33	学校法人 明治大学	常勤理事	荒川 利治
34	慶應義塾大学	常任理事	天谷 雅行
35	学校法人 日本女子大学	管理部 部長	田島 光則
36	株式会社川崎フロンターレ	代表取締役社長	吉田 明宏

	所 属	役 職	氏 名
37	川崎市臨海部国際戦略本部	本部長	玉井 一彦
38	川崎市経済労働局	局長	久万 竜司
39	川崎市環境局	局長	三田村 有也

＜アドバイザー＞

川崎市国際環境施策参与	末吉 竹二郎
-------------	--------

川崎温暖化対策推進会議（CC川崎エコ会議）運営委員会 委員名簿

敬称略（令和5年6月1日現在）

所 属	役 職	氏 名
NPO法人産業・環境創造リエゾンセンター	専務理事	◎ 中村 健
川崎市地球温暖化防止活動推進センター （認定NPO法人アクト川崎）	理事	○ 徳野 千鶴子
川崎商工会議所	企画広報部 担当部長	大島 哲也
川崎信用金庫	お客さまサポート部 部長	中村 浩二
川崎工業振興倶楽部	事務局長	小板橋 則之
東京電力パワーグリッド株式会社 川崎支社	次長	中田 理江
東京ガスネットワーク株式会社 川崎支店	課長	大坂 格
「エコシティたかつ」推進会議	副区長	勝野 隆
麻生区クールアース推進委員会	事務局長	林 恵美
株式会社川崎フロンターレ	管理部 企画担当	黒木 透

※◎…委員長、○…副委員長

川崎温暖化対策推進会議（C C川崎エコ会議）会員一覧

（令和5年1月3日現在）

＜企業＞

	所 属	運営 委員	理事
1	旭化成株式会社 川崎製造所		
2	株式会社朝日プリンテック 川崎工場		
3	味の素株式会社 川崎事業所		○
4	株式会社イージーソフト		
5	NECプラットフォームズ株式会社		
6	NTT 東日本 川崎支店		
7	ENEOS(株)川崎事業所		
8	ENEOS(株)川崎製油所		○
9	大村技研株式会社		
10	花王株式会社 川崎工場		
11	株式会社カタライズ		
12	神奈川特殊車輛株式会社		
13	株式会社かなせき		
14	かわさき市民放送株式会社		
15	川崎商工会議所	○	●
16	川崎信用金庫	○	●
17	株式会社川崎フロンターレ	○	○
18	株式会社カワセイ		
19	株式会社カワデン		
20	北川印刷株式会社		
21	行政書士 わたなべ法務事務所		
22	協成電気株式会社		
23	株式会社ケイエスピー		○
24	株式会社ケイエスピーコミュニティ		
25	ケイエスピー熱供給株式会社		
26	コアレックス三栄株式会社 東京工場		
27	株式会社コトワ		
28	株式会社近藤工芸		
29	佐野デザイン事務所		
30	C & Cビジネスサービス株式会社		
31	J F E環境株式会社 川崎エコクリーン工場		

32	J F E スチール株式会社 東日本製鉄所		○
33	J F E テクノリサーチ株式会社		
34	J F E 東日本ジーエス株式会社		
35	J F E プラリソース株式会社		
36	株式会社 J T B 川崎支店		
37	島田工業株式会社		
38	株式会社 ショウエイ		
39	昭和電工株式会社 川崎事業所		
40	スナイプバレー合同会社		
41	太陽電音株式会社		
42	株式会社 タウンニュース社 川崎支社		
43	田辺倉庫株式会社		
44	地域社会 パートナーズ株式会社		
45	株式会社 デイ・シイ		
46	株式会社 テラマックス		
47	東亜石油株式会社 京浜製油所		
48	東急株式会社		○
49	東京ガスネットワーク株式会社 川崎支店	○	○
50	東京電力パワーグリッド株式会社 川崎支社	○	○
51	東芝エネルギーシステムズ株式会社 浜川崎工場		○
52	ナイス株式会社		
53	日本物流センター株式会社 東京事業所		
54	日本合成樹脂株式会社		
55	日本新聞インキ株式会社 東京工場		
56	日本電気株式会社 玉川事業場		○
57	日本電産株式会社 中央モーター基礎技術研究所		
58	日本トリート株式会社		
59	日本プロセス秀英堂株式会社		
60	日本ヒューマニクス株式会社		
61	株式会社 ネオス 川崎工場		
62	ネクストエナジー・アンド・リソース株式会社		
63	Believe Technology 株式会社		
64	富士通株式会社 川崎工場		○

65	富士通エフ・アイ・ピー株式会社		
66	株式会社フリーシーエヌ		
67	ペトリファインテクノロジー株式会社		
68	三井不動産グループ		
69	三菱ふそうトラック・バス株式会社		
70	ヤマト運輸株式会社 川崎主管支店		○
71	リ・バース株式会社		
72	有限会社 リフォームプロ		
73	株式会社渡辺土木		
74	横浜銀行 川崎支店		○

<市民団体>

	所 属	運 営 委 員	理 事
75	認定特定非営利活動法人 アクト川崎		
76	麻生区クールアース推進委員会	○	○
77	特定非営利活動法人 アジア起業家村推進機構		○
78	「エコシティたかつ」推進会議	○	○
79	かわさきかえるプロジェクト		
80	川崎市地域女性連絡協議会		○
81	特定非営利活動法人 かわさき市民共同おひさまプロジェクト		○
82	特定非営利活動法人 川崎フューチャー・ネットワーク		
83	グリーンコンシューマー普及会議		○
84	特定非営利活動法人 原発ゼロ市民共同かわさき発電所		
85	特定非営利活動法人 産業・環境創造リエゾンセンター	◎	◎
86	省エネグループ		
87	なかはら地球にいいことプロジェクト		
88	特定非営利活動法人 みどりなくらし		

<業界団体>

	所 属	運 営 委 員	理 事
89	一般社団法人 神奈川県トラック協会		○
90	一般社団法人 川崎建設業協会		
91	川崎工業振興倶楽部	○	●

92	川崎市工業団体連合会		○
93	一般社団法人 川崎市商店街連合会		○
94	川崎市新エネルギー振興協会		○
95	一般社団法人 川崎市電設工業会		
96	一般社団法人 川崎青年会議所		
97	川崎地域連合		
98	生活協同組合ユーコープ		
99	一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会		

<学校>

	所 属	運 営 委 員	理 事
100	慶應義塾大学		○
101	学校法人 聖マリアンナ医科大学		○
102	洗足学園中学高等学校		
103	学校法人 日本女子大学		○
104	学校法人 明治大学		○

<行政等>

	所 属	運 営 委 員	理 事
105	川崎市臨海部国際戦略本部		○
106	川崎市経済労働局		○
107	川崎市環境局		○
108	公益財団法人 川崎市公園緑地協会		○
109	川崎市全町内会連合会		○
110	川崎市地球温暖化防止活動推進センター	●	●
111	独立行政法人 環境再生保全機構		○
112	国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構		○
113	国立研究開発法人 農研機構・生研支援センター		
114	社会福祉法人 藤英会 特別養護老人ホーム 潮見台みどりの丘		
合計		10	39

※ ○は該当団体、◎は委員長・会長、●は副委員長・副会長